

釜石市スポーツ少年団等指導者活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 児童及び生徒のスポーツ活動に対する支援を図るとともに市民のスポーツ活動環境の向上のため、スポーツ少年団等に属するスポーツ指導者の資格取得に要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、スポーツの指導者及び市内に住所を有する5人以上の小学1年生から中学3年生までの児童又は生徒で構成される市内のスポーツ団体(以下「スポーツ少年団等」という。)とする。

(補助対象資格)

第3条 補助金の交付対象となる資格は、公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体が認めた指導者又は審判員の資格(以下「対象資格」という。)とする。

(交付対象経費及び補助金額)

第4条 補助事業の交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	補助金額(補助率)
対象資格の取得に係る講習会等の受講料(資料代を含む。)、受験料、登録料及び宿泊費	交付対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、毎年度2月末日とする。

2 補助金交付申請は、同一年度内において1補助対象者につき1回を限度とする。

3 交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ少年団等の年次計画及び収支予算
- (2) スポーツ少年団等の規約又は会則
- (3) スポーツ少年団等の団員名簿
- (4) 講習会等の開催要項等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 国、県、他の地方公共団体又は市から当該資格取得に関し同じ目的の補助金、助成

金等の交付を受けていないこと。

- (2) 補助金申請した年度内に対象資格を取得すること。
- (3) 対象資格を取得した場合は、速やかに釜石市立中学校部活動指導員人材バンクに登録すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めること。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金交付請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。

2 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 講習会等に係る受講料、受験料、資料代、登録料及び宿泊費の領収書等の写し
- (2) 対象資格を取得したことを証するものの写し

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。